

SMS（ショートメールメッセージサービス）を使った案内について

生活福祉資金・特例貸付を利用している方を対象として、令和4年11月からSMS（ショートメッセージサービス）により、償還（返済）に関するお知らせを送信しています。なお、ショートメッセージの送り先となる電話番号は、特例貸付の申請時等に把握した情報に基づくものです。

（注）本会からの送信専用のメッセージであり、返信はできませんのでご注意ください。

ショートメッセージの送信番号は、以下のようになっています。

携帯電話会社	送信番号
ソフトバンクの機種	21094
ソフトバンク以外の機種	076-204-8562 (コロナ特例貸付償還センターの番号)

不審なショートメッセージにご注意ください。

石川県県社会福祉協議会からの送信は、特例貸付に関係する内容に限って行っています。また、本会が次のようなことをお願いすることはありませんので、詐欺被害にもつながり得る不審なショートメッセージには十分にご注意ください。

- ・生活福祉資金の新規貸付の申込手続きを行うこと
- ・多額の生活福祉資金を送金すると連絡し、手続きを求めること。
- ・生活福祉資金を送金するために、手数料の振り込みを求めること
- ・銀行やコンビニエンスストアなどのATMの操作を依頼すること
- ・通帳やキャッシュカードを預けること
- ・クレジットカードの番号の入力を求めること